



さんぽセンター・地さんぽのサービス

【東葛北部地域産業保健センターより】

産業保健総合支援センター（通称「さんぽセンター」）は、厚生労働省が所管する「独立行政法人 労働者健康安全機構」の運営する公的な機関です。また、小規模事業場に対するサービスは、**地域産業保健センター**（通称「地さんぽ」）が行なっています。専門スタッフがご相談内容に応じて適切にサポートしますので、是非お気軽にご相談ください。

ご利用・ご相談は全て無料です！



社員の健康管理に
携わる方なら

さんぽセンター

《47都道府県に設置》

社員の健康管理に携わる産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等を対象に研修や相談を行い、内容に応じ各種サービスを提供しています。

千葉産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策



治療と仕事の両立支援



専門的・実践的研修



専門的相談対応



産業保健に関する
情報提供



事業主等に対する
啓発セミナー



社員の健康管理に
携わる方なら

地さんぽ

《全国350か所に設置》

労働者数50人未満の事業場を対象に事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健診結果について
医師からの意見聴取



長時間労働者等に
対する面接指導



労働者の健康管理に
関する相談対応



個別訪問による
産業保健指導



地域産業保健センター | 千葉産業保健総合支援センター

野田・関宿地区は【東葛北部地域産業保健センター】にてご利用を承っております。

コーディネーター宛、事前にご連絡ください。【電話窓口】 080-9370-2053（平日）

【メールアドレス（申込受付・相談）】 tokatusanpo@chibas.johas.go.jp

ミニ情報 ～産業保健とは？～

ひとことかというと、企業等が職場において「健康で安心して働ける職場づくり」を行なう活動のこと。企業では事業活動を通じて多くの付加価値を生み出していますが、その付加価値の源泉は「人材」であり「健康で安心して働ける職場づくり」即ち「産業保健」が企業発展の基盤となります。